

様式2（施設の証明書）の証明について

様式2は、勤務先施設の種別ごとに当該施設の許認可権者による証明が必要です。

以下を参照の上、該当の役所にある各施設の所管課へ証明を申請してください。

※ 都道府県知事の権限の一部を教育委員会に委任している場合など、チャートどおりでない場合もあります。

詳しくは、各自治体の各施設所管課（所管課が不明の場合は自治体の代表電話）にお問い合わせください。

様式2の証明者判定フローチャート

① 幼稚園、特別支援学校（幼稚部）の場合

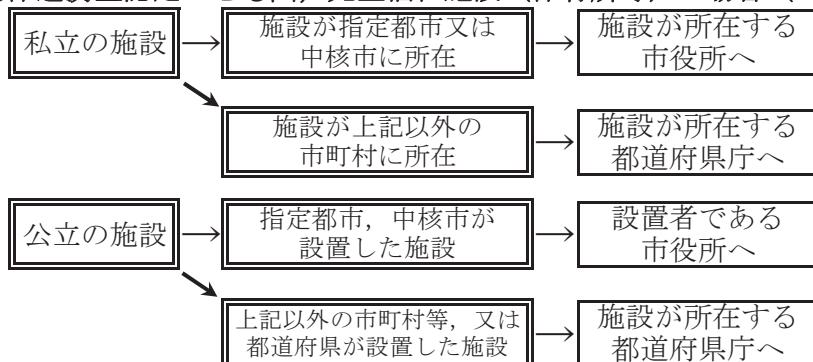


様式2に代わり得る書類

設置認可書

設置条例

② 幼保連携型認定こども園、児童福祉施設（保育所等）の場合（4ページ参照）



設置認可書

設置条例

③ 認定こども園である認可外保育施設の場合

施設が所在する
都道府県庁へ

都道府県立：設置条例
それ以外：認定書

④ 地域型保育事業として認可された小規模保育施設又は事業所内保育施設の場合

施設が所在する
市町村役所へ

私立：認可書、公立：設置条例

⑤ 公立の認可外保育施設の場合

設置者である役所へ

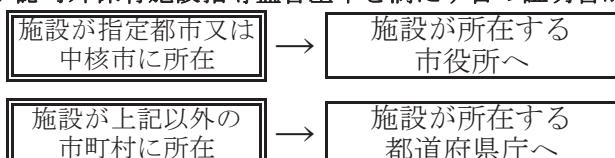
設置条例

⑥ 幼稚園併設型認可外保育施設の場合

幼稚園の場合と同じ

（幼稚園と同じ）

⑦ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された認可外保育施設の場合（4ページ参照）



認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

<様式2の提出省略について>

勤務先施設が当該施設としての許認可を受けた事実を証明できる書類（様式2に代わり得る書類）のコピーを提出することにより、様式2の提出を省略することができます。

この場合、コピーの余白に当該施設の設置者の長による原本証明（以下参照）が必要です。

（原本証明の例）

この写しは原本と相違ないことを証明する。
令和2年〇月〇日（証明日）
社会福祉法人 ○○会
理事長 ○○ ○○

公印

令和2年度 指定都市・中核市一覧

(3ページのフローチャートの②又は⑦に該当する施設の場合に参照。)

指定都市一覧(20市)

都道府県	都市名
北海道	札幌市
宮城県	仙台市
埼玉県	さいたま市
千葉県	千葉市
	横浜市
神奈川県	川崎市
	相模原市
新潟県	新潟市
静岡県	静岡市
	浜松市
愛知県	名古屋市
京都府	京都市
大阪府	大阪市
	堺市
兵庫県	神戸市
岡山県	岡山市
広島県	広島市
福岡県	北九州市
	福岡市
熊本県	熊本市

中核市一覧(60市)

都道府県	都市名	都道府県	都市名
北海道	函館市	滋賀県	大津市
	旭川市		高槻市
	青森市		東大阪市
	八戸市		豊中市
	岩手市		枚方市
	盛岡市		八尾市
	秋田市		寝屋川市
	山形市		吹田市
	郡山市		姫路市
	いわき市		尼崎市
福島県	福島市	兵庫県	西宮市
	茨城県		明石市
	水戸市		奈良市
	栃木県		奈良市
	宇都宮市		和歌山市
群馬県	前橋市	奈良県	奈良市
	高崎市	和歌山県	和歌山市
	川越市	鳥取県	鳥取市
埼玉県	越谷市	島根県	松江市
	川口市	岡山県	倉敷市
	船橋市	広島県	福山市
千葉県	柏市		吳市
	東京都	八王子市	山口県
神奈川県	横須賀市	香川県	高松市
	富山市	愛媛県	松山市
石川県	金沢市	高知県	高知市
	福井市	福岡県	久留米市
福井県	甲府市	長崎県	長崎市
	長野市		佐世保市
山梨県	岐阜市	大分県	大分市
	豊橋市	宮崎県	宮崎市
長野県	豊田市	鹿児島県	鹿児島市
	岡崎市	沖縄県	那霸市

注 1)

この一覧に記載されていない市町村は、表面フローチャートの“上記（指定都市・中核市）以外の市町村等”に該当し、証明者は都道府県庁です。

注 2)

特別区（東京都23区）は指定都市・中核市に該当しません。

注 3)

各自治体の施設所管課の連絡先については、自治体のホームページにて御確認ください。所管課が不明の場合は、自治体の代表電話にお問い合わせください。